

千葉県告示第866号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、平成29年2月14日付け千葉県告示第86号で指定を行った、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）について、区域の追加の指定を行うので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月19日

千葉市長 熊谷俊人

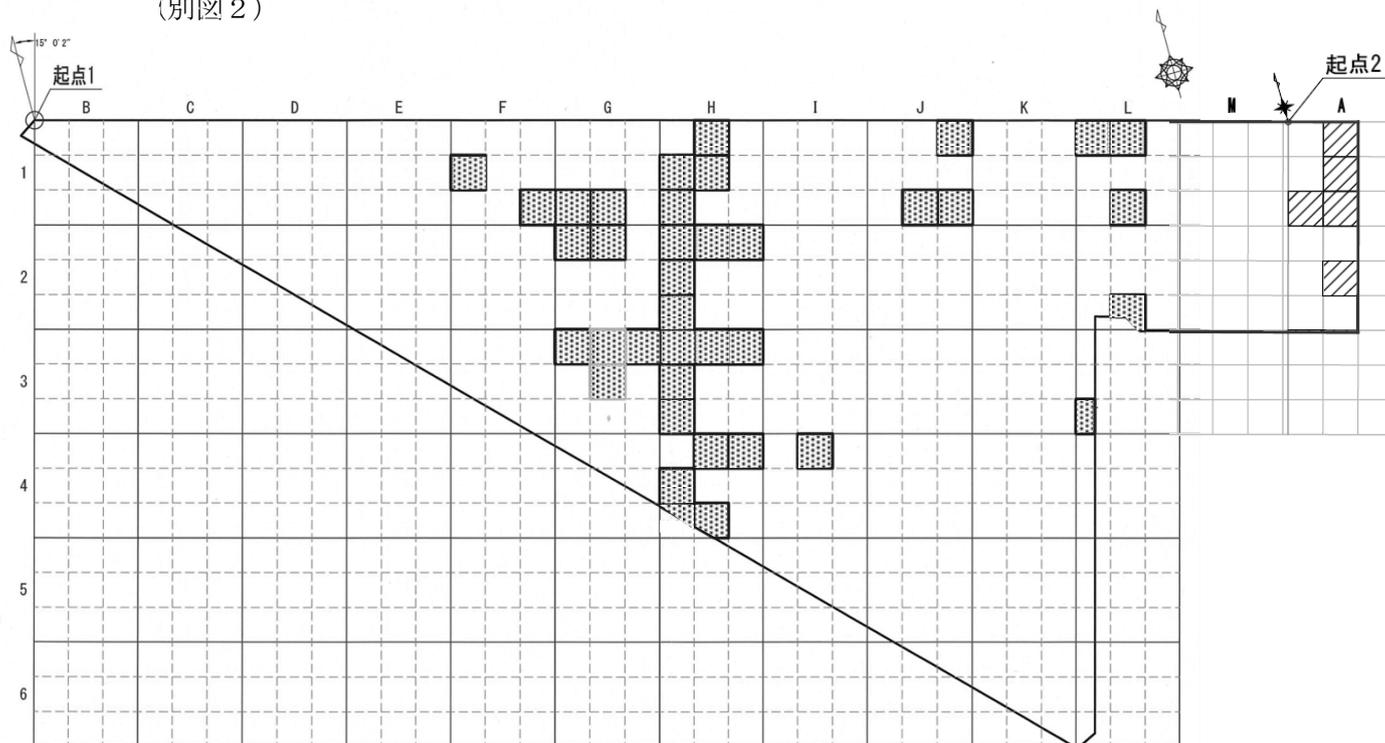
- 1 形質変更時要届出区域（別図1、2のとおり）
千葉県美浜区稲毛海岸5丁目1番764の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
(1) ふっ素及びその化合物

(別図1)



 : 対象地

(別図2)



既指定区域 (形質変更時要届出区域)
(平成29年2月14日付け千葉県告示第86号により指定した区域)
(ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量基準超過))



区域指定を行う区域 (形質変更時要届出区域)
(ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量基準超過))